

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>電子決済手段（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項第1号から第3号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和5年内閣府令第48号）第30条第1項第5号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。以下同じ。）について、財務諸表等規則第15条第1項に定める貸借対照表上の「現金及び預金」の範囲に含まれるか、又はその性質を示す適切な科目で表示することとなるか、若しくはいずれの表示方法も認められるかどうか確認したい。</p>	<p>実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」BC18項において、「現金に類似する性格と要求払預金に類似する性格を有する資産」であるものの「現金又は預金そのものではない」とされていることから、財務諸表等規則第15条第1項に定める「現金及び預金」の範囲には含まれないこととなります。</p> <p>したがって、電子決済手段については、財務諸表等規則第17条第1項第12号に規定する「その他」に区分されることとなります。</p> <p>なお、財務諸表等規則第19条に基づき、重要性が認められる場合には、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記する必要があります。</p>